

○平成 28 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 28 年 10 月 11 日国住備第 66 号, 国住整第 37 号, 国住市第 66 号）（傍線部は改正部分）

新				旧			
第 1 ～ 第 1 3（略）				第 1 ～ 第 1 3（略）			
別表第 1（略）				別表第 1（略）			
別表第 2 主体附帯工事費の特例加算限度額				別表第 2 主体附帯工事費の特例加算限度額			
対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅	対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅
(11) 試作住宅 設置工事費	試作住宅の工事を行う場合 <u>(<u>新建材、新工法等による住宅の工事を含む。</u>)</u>	1 戸当たり 1, 630, 000 円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅	(11) 試作住宅 設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1 戸当たり 1, 630, 000 円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅
別表第 3 ～ 5（略）				別表第 3 ～ 5（略）			
附則				附則			
第 1 条 この要綱は、平成 28 年 <u>10</u> 月 <u>11</u> 日から施行する。				第 1 条 この要綱は、平成 28 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日から施行する。			